

## 1 解体現場のパトロール等の実施結果

都道府県等では、本年9月9日付けの国土交通省及び環境省の依頼に基づき、都道府県労働局と連携して、解体現場を含む建設工事現場に対して、石綿含有建材に重点を置いた建設リサイクル法等に係るパトロール等を実施し、分別解体や再資源化等に係る改善等の指導を行いました。

なお、パトロール等を実施した建設工事現場のうち、1,843箇所は、都道府県等の建設部局(建設リサイクル法に係る分別解体等を担当)及び環境部局(建設リサイクル法に係る再資源化等を担当)、都道府県労働局(労働基準監督署)の3者が合同で実施しています。

### (1) 建設リサイクル法等に関するパトロール (参考資料1)

#### (i) 建設リサイクル法に関するパトロールの実施結果

##### ① 分別解体等に係るパトロールの実施結果

本年9～10月の2ヶ月間に、解体現場(9,316箇所<sup>※1</sup>)をパトロールし、239件の助言等を実施しました。そのうち石綿含有建材に係るものは5件でした。

- ・ 施工業者からの聞き取りで石綿含有建材の使用を確認したため、改めてその適正処理について助言したもの (4件)
- ・ 分別解体が徹底されず、コンクリート塊に石綿含有建材の混入が確認されたため、その適正処理及び分別解体の徹底について助言したもの (1件)

##### ② 再資源化等に係るパトロールの実施結果

本年9～10月の2ヶ月間に、解体現場(4,672箇所<sup>※1</sup>)をパトロールし、11件の助言等を実施しました。そのうち石綿含有建材廃棄物に係るものは1件でした。

- ・ 分別解体が徹底されず、コンクリート塊に石綿含有建材の混入が確認されたため、その適正処理及び再資源化の徹底について助言したもの (1件<sup>※2</sup>)

(※1 都道府県等の建設部局及び環境部局、都道府県労働局(労働基準監督署)の3者合同で実施したパトロールの件数(1,843箇所)を含んでいます)

(※2 ①分別解体等に係る実施結果と同一の現場で実施されたものです)

#### (ii) 労働安全衛生法(石綿障害予防規則)に関するパトロールの実施結果

労働基準監督署が都道府県等と合同でパトロールした現場において、石綿含有建材に係る内容の指導を行ったものは172件でした。

- ・ 石綿含有建材の事前調査を実施していない又は結果の記録と概要の掲示を行っていないため、その徹底について指導したもの (154 件)
- ・ その他、湿潤化を実施していない、保護具を使用していないため、その徹底について指導したもの 等 (18 件)

## (2) 廃棄物処理法に基づく立入検査

(参考資料2)

(1)の他、本年4～10月の7ヶ月間に、47都道府県及び62政令市が廃棄物処理法に基づき、解体現場(11,089箇所<sup>※3</sup>)に対する立入検査を実施し、石綿含有廃棄物の保管や運搬等について、33件の指導を行いました。

(※3 平成22年4月から10月末までの間に、各都道府県等の廃棄物行政部局が行った立入検査分について集計しているため、件数等については、(1)と一部重複しています。)

### ○ 石綿含有廃棄物の保管・運搬の違反等に対し指導を行った件数 33 件

- ・ 仕切りがない、飛散防止等の措置が不十分である等、保管方法に対する改善を指導したもの (19 件)
- ・ 保管場所において他の廃棄物が混入していたため、混入防止の措置を講じるよう指導したもの (5 件)
- ・ その他、保管場所に必要な表示がない、運搬時の飛散防止措置不十分、許可のない業者に運搬を委託、等 (9 件)

## 2 破碎施設(産業廃棄物の処理施設)に関する立入検査の実施結果

(参考資料3)

本年4～10月の7ヶ月間に、47都道府県及び62政令市が廃棄物処理法に基づき、がれき類の破碎施設(5,434施設)のうち、4,350施設(80%)に対して立入検査を実施し、52施設について、石綿含有廃棄物の取り扱いに係る改善等の指導を行いました。

(立入検査の延べ件数: 8,944 件)

### ○ 石綿含有廃棄物に係る違反等に対し指導を行った件数 52 件

- ・ 受入後のがれき類に石綿含有廃棄物(疑い物を含む)の混入が認められたため、受入時の確認を徹底し、混入が疑われるものは受入を行わない等、再発防止についての指導を行うとともに、混入が認められた(疑いを含む)がれき類については廃棄物として適正処分するよう指導したもの (36 件)
- ・ 混入は認められなかったが、受入時の確認体制が不十分であったため、展開検査等混入していないことの確認を徹底するよう指導 (16 件)

### 3 一般環境におけるアスベスト大気濃度調査の結果

さいたま市、川崎市及び埼玉県では、アスベストが混入した再生砕石が使用された駐車場等(混入のおそれのある箇所を含む)について、アスベスト大気濃度調査を実施し、その結果を公表しています。(参考資料4)

いずれの調査結果においても、健康リスクを引き起こすおそれがある程のアスベストの飛散は起こっていないことが確認されました。

### 4 今後の対応

今後も、厚生労働省、国土交通省及び環境省において連携し、各都道府県等による解体现場へのパトロール及び破碎施設等への立入検査等、関係法令の遵守について継続した指導等を行います。

また、今回のパトロール及び立入検査の結果として、一部に分別解体等の不十分な箇所や再生砕石への混入事例が確認されたことから、下記の取組を実施し、再生砕石へのアスベストの混入防止を徹底して参ります。

- 啓発用パンフレット(参考資料5)等により関係法令の周知徹底(特に、次の点について、広報を推進)
  - ・ 建設リサイクル法に基づき、解体工事の際、コンクリート塊にスレート片が混入しないよう分別解体に係る指導の徹底
  - ・ 石綿障害予防規則に基づき、解体工事の際に必要な、石綿含有建材の有無に係る事前調査の確実な実施と、その結果の概要について、公衆の見やすいところにも掲示するよう指導の徹底
  - ・ 廃棄物処理法に基づき、破碎施設におけるがれき類の受入の際に、石綿含有建材の混入の有無を確認するよう指導の徹底
- 建設リサイクル法の届出の際に、石綿含有建材の有無についても、確認するなどして情報の把握に努めるよう都道府県等の関係者に対して協力依頼
- 都道府県等の建設部局及び環境部局、都道府県労働局(労働基準監督署)の3者の連携体制の強化・継続について、関係機関に依頼